

低炭素地域づくり条例を 広めよう！

2010年7月14日@法政大学
市民と議員の条例づくり交流会議
低炭素地域づくり条例プロジェクト

問題提起の内容

- 低炭素地域づくりの基本的考え方
- 温暖化対策条例から低炭素地域づくり条例へ
 - 温暖化対策条例の現状
- あるべき低炭素地域づくり(条例)
 - 階層型モデル
 - 全自治体に共通な項目について
- 今後の運動展開

低炭素地域づくりの意味するもの

- 温暖化対策はこれまで個人の節約や我慢を求めるものとして認識されていた面が強いが、新たな低炭素の経済社会をつくる試みは、経済浮揚策の一つとしても認識されている。
例：グリーンエコノミー、グリーンニューディール
- すなわち、低炭素化への投資や政策が、新たなビジネスチャンスを生み、雇用を創出するという考え。低炭素地域づくりは、CO₂排出の少ない地域を作る過程で、地域の潜在力を引出し、活性化の道を目指すもの。

低炭素地域づくりの基本的考え方

(1) 市民の善意に訴える「普及啓発」を超える

これまでの自治体レベルでの地球温暖化対策の大半は、住民に対する普及啓発活動が主流。啓発パンフレット配布、環境イベント開催、環境家計簿等々。こうした取り組みは、地球温暖化問題を知るきっかけとしては有効だが、継続させること、広げること、そして、大幅な削減をするためには明らかな限界がある。今後は節約運動を超えた取り組みが求められる。

低炭素地域づくりの基本的考え方

(2) 地域ならではの領域で独自の政策を選択
国で一律に政策を取りにくく、自治体ならではの
取り組みが図れる領域には、まちづくり(交通
政策)、地域性のある再生可能エネルギーの
利用促進、地域性のある産業対策、市民参加
のしくみづくりなどがある。それら「得意」領域、
「重点」領域を洗い出し、地域性を考慮した政
策を自治体レベルで実施していくことが、地域
経済にも連動する取り組みを促進させるにつな
がる。

低炭素地域づくりの基本的考え方

(3) 中長期の地域づくりビジョンを持つこと

政府計画等を踏襲するだけでなく(例えば)2050年80%削減に向けて、地域のポテンシャルを生かし、どのように低炭素化を実現するか。各自治体が、国の動向を見据えつつ、先んじて低炭素地域を構築していくことの重要性は高い。とりわけ、GHG削減の定量的目標を持ちながら、低炭素地域づくりのビジョンを検討、住民と議論し共有していくことが重要。

自治体温暖化対策の一般的課題

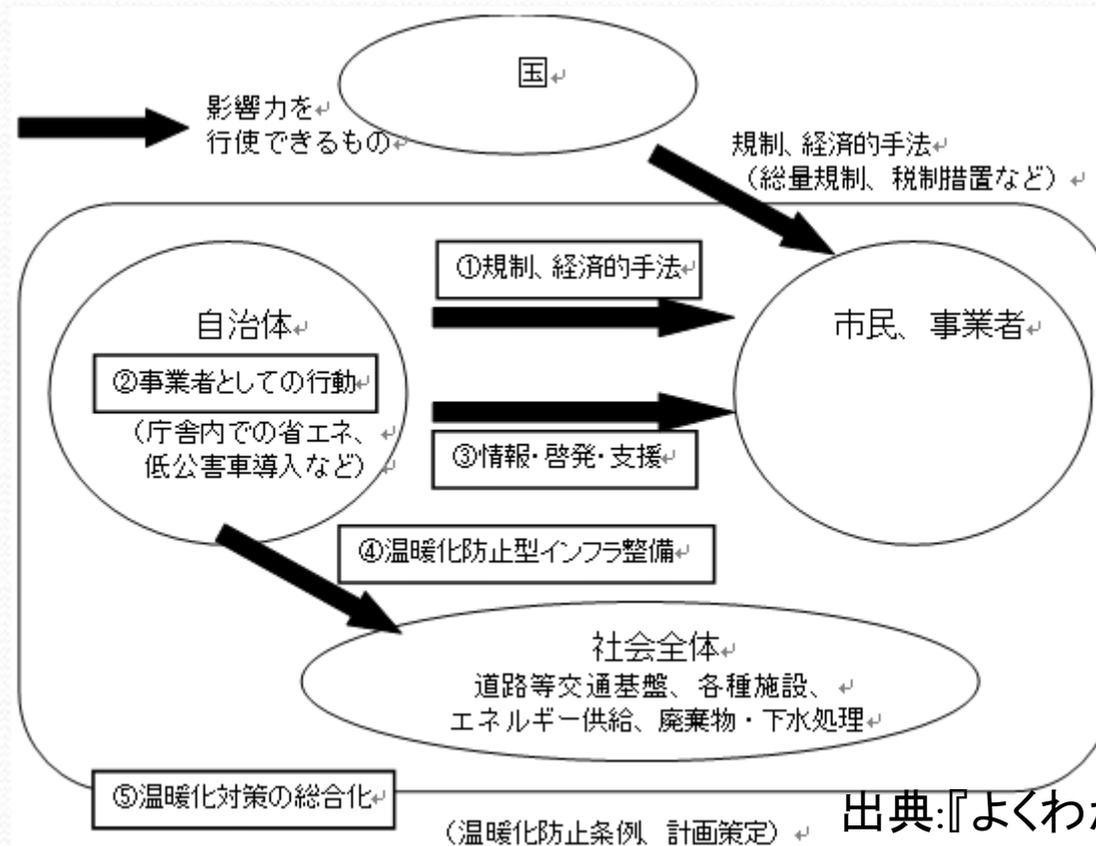
- 国・都道府県・市区町村の役割分担が不明確。
- 温暖化の原因となる温室効果ガス排出量推計が困難（エネルギー事業者の協力が得られない等）。
- 温暖化対策は「我慢」を強いられたり、経済活動の制約としてとらえられたり、対策に必要な費用は社会的に受容できないレベルであると認識されている。
- 上記の要因も影響して、市民・事業者・自治体が一体となって対策を推進する場作りが途上。

温暖化対策条例の現状

- 資料のうち、条例リストをご参照願います。
- 課題①都道府県・政令指定市の制定が主で、一般の区・市レベルの温暖化対策条例は少ない→温暖化対策条例は必要なのか？
- 課題②理念型条例とメニュー型条例に分けられる→理念型条例に意味はあるか？
- 課題③例えば、埼玉県内で川越市の条例が戸田市へ波及しているが、ほぼ同じ構成→独自の項目がなくて良いのだろうか？

求められる低炭素「地域」づくり

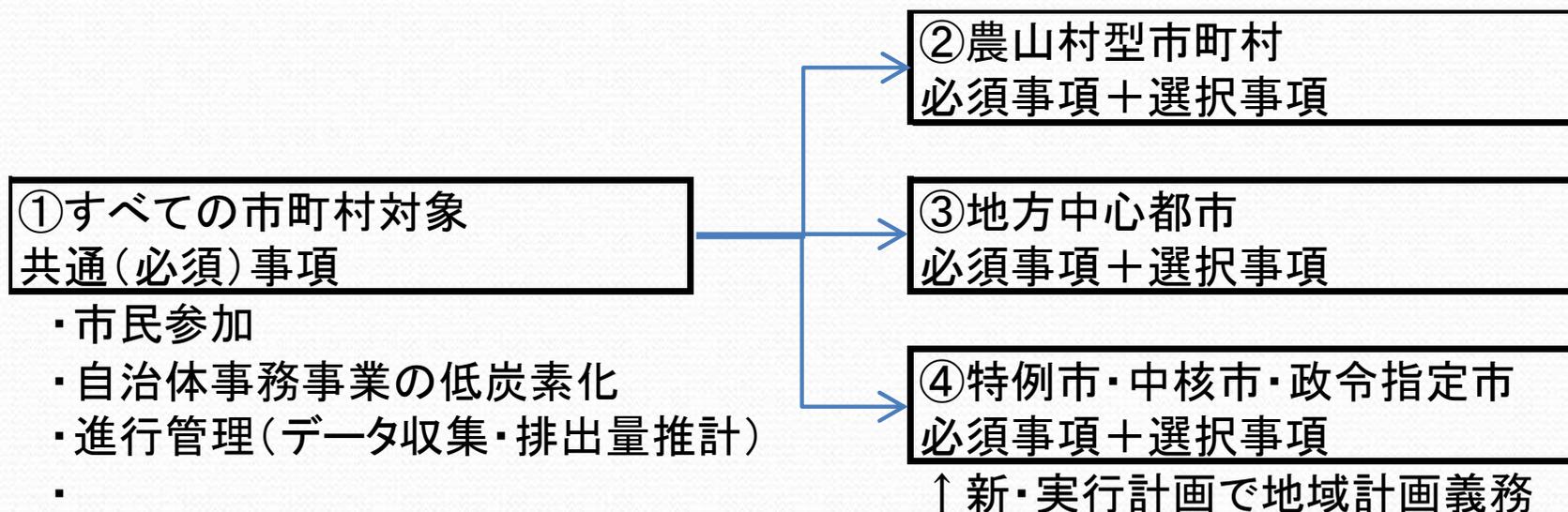
- 国には出来ないきめ細かい政策(地域特性に適合し地元住民が希望する対策)が必要・・・国と自治体の役割分担は？ 市・区では家庭・業務・自家用車が中心となるか。



出典:『よくわかる地球温暖化』

低炭素地域づくり(条例)の考え方

- 自治体の特性に応じた「階層型モデル条例」構造。



- ②～④の1, 2自治体についてケーススタディを実施しながら、望ましい条例案を検討する予定。

低炭素地域づくり(条例)の考え方

＜すべての市町村に共通な項目＞

①中期(2020年頃)の温室効果ガス削減目標を定量的に示すこと(例:京都市、柏市等)

- 意義:中期の目標を定量的に示すことで、地域がめざす方向性が明らかになり、進行管理を容易にする。(とりわけ施設等の改修に携わる)自治体職員の意識を「低炭素型」へ切り換え、市民・事業者・自治体の低炭素型投資行動を促すことが可能となる。
- 課題:目標値の妥当性と根拠(積み上げ?) 等。

低炭素地域づくり(条例)の考え方

〈すべての市町村に共通な項目〉

- ②域内活動に起因する温室効果ガス排出量の現況推計及び定期的な推計を義務付け、議会や市民に対して公表していく(このために、エネルギー事業者に対する消費量提出義務も要検討)。
 - 意義: 進行管理に不可欠なデータの推計公表を義務とすることで、その作業に必要な人員・費用・データ(特に事業者が所有するもの)を取得し易くする。
 - 課題: 推計手法の簡素化。国・都道府県からの情報提供。

低炭素地域づくり(条例)の考え方

〈すべての市町村に共通な項目〉

- ③前述の目標や現況推計、さらにその地域の特性を踏まえた地域全体の低炭素化計画(新・実行計画)を策定するとともに、その策定に対して適切な市民参加をおこなうこと(計画の議会議決も一つの選択肢)
- 意義:低炭素化地域づくりを自治体行政に「お任せ」するのではなく、市民・事業者が自発的に協働して低炭素化に取り組むことで、具体的行動につながる。
- 課題:どのような参加手法が適切か？

低炭素地域づくり(条例)の考え方

〈すべての市町村に共通な項目〉

④自治体のあらゆる事業の低炭素化を義務付ける。

- 意義：学校をはじめとする市民に身近な公共施設を新築・改築時の建物の省エネ化や自然エネルギーの導入を進めることができる。廃棄物焼却や上下水道処理等の直営(委託)事業を通じて地域インフラの低炭素化を促進することができる。
- 課題：具体的な条文として、どのような義務付けが可能か(ガイドラインをつくって、それに従う義務化?)。

今後の運動展開

- ケーススタディの候補自治体を募集！
- 8/29「市民と議員の条例づくり交流会議」条例づくり分科会で、低炭素地域づくり条例のモデルについて議論する予定
- 詳細は<http://www.citizens-i.org/jourei/CO2.html>
- お問い合わせ先： jourei-kaigi@citizens-i.org